（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項 （第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	中核市の市長	
第十八条の二十七第五項 （第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	中核市の市長	
	市町村長	中核市の市長	
	は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる	を省略させる	
第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	中核市の市長	
第十八条の三十九	法第二十一条の五の二十七第四項	法第二十一条の五の二十七第四項（地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	指定都市若しくは中核市の市長	都道府県知事	
第十八条の四十	指定都市若しくは中核市の市長	都道府県知事	中核市の市長

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 （新設）	都道府県知事	中核市の市長	
（新設）	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）